

中央区シンボルマークの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民、法人その他団体等（以下「市民等」という。）が、区のシンボルマークを使用する場合の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「マーク」とは、平成13年告示第184号により制定された区のシンボルマークをいう。

(マークの形態等)

第3条 マークの形態・再現方法等は、別に定めるデザインガイドに定めるところによるものとする。

(市民等の使用の承認)

第4条 区長は、次の各号の一に該当する場合にマークの使用を承認することができる。

(1) 市民等が行う行事について、本市が共催、後援又は協賛することができる。

(2) 市民等が行う行事について、市の施策の推進上有益であると認める場合。

2 区長は、使用の承認に際し、必要な条件を付することができる。

3 マークの使用は、原則として無償とする。

(使用の不承認)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、区長は、市民等が次の各号の一に該当するときは、マークの使用を承認しない。

(1) 営利活動又は特定の政治活動等を助長するおそれがあると認められるとき。

(2) 自己の信用を高めるために使用すると認められるとき。

(3) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用すると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、区長がマークの使用を不適当と認めるとき。

(使用承認の申請)

第6条 マークを使用する者（以下「申請者」という。）は、別添申請書（様式第1号）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請を承認したときは、別添通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(使用承認の取り消し)

第7条 区長は、前条の規定によりマークの使用承認を受けた者が、第5条各号の一に該当すると認めるときは、既にした承認を取り消すことができる。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 中 央 区 長

申請者 住 所

氏名又は名称

区のシンボルマークの使用について（申請）

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 使用目的

2 使用内容

3 使用期間

4 特記事項

5 連 絡 先

(様式第2号)

千 中 総 第 号
年 月 日

様

千 葉 市 中 央 区 長

区のシンボルマークの使用について（回答）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

1 使用についての条件

(1) 申請内容を遵守すること。

(2) 区のシンボルマークの形態・再現方法等は、「千葉市中央区シンボルマークデザインガイド」に定めるところにより使用すること。

担当 中央区総務課

TEL 221-2102